

古河市商工会 幹旋「融資制度」のご案内（全て固定金利）

融資機関	融資制度	申請要件等	融資限度額	融資期間	金利 (%)	保証人	担保	申込締切
日本政策金融公庫	普通貸付 (※)	事業を営む法人・個人	4,800万円以内	<u>運転資金 5年以内</u> ※据置期間 1年 <u>設備資金 10年以内</u> ※据置期間 2年	1. 25%～ (H27.12.9) ※条件等により割増、割引有 ※毎月金利は変動します	必要に応じて		随時受付 ※公庫との面接あり
	マル経融資 (経営改善貸付)	・小規模事業者である商工会会員であり 商工会指導歴6ヶ月以上があること ・事業経歴1年以上(申告済) ・商工会の推薦が必要(審査会)	2,000万円以内	<u>運転資金 7年以内</u> ※据置期間 1年以内 <u>設備資金 10年以内</u> ※据置期間 2年以内	1. 15% (H27.12.9) ※毎月金利は変動します ※古河市より支払金利の0.5% 分利子補助が1年間あります	無担保・無保証人		随時受付 ※審査会あり
	新創業融資 (※)	・新たに事業を始める方や税務申告を 1期終えていない ※創業資金の1/3以上の自己資金 ・税務申告を2期終えていない <他詳細要件あり>	1,000万円以内	<u>運転資金 5年以内</u> ※据置期間 6ヶ月 <u>設備資金 7年以内</u> ※据置期間 6ヶ月	普通貸付利率+1.2% ※毎月金利は変動します。 ※保証人追加等による金利割 引等あり	無担保・無保証人	※保証人や担保を設定できる場合には自己資金要件不要	随時受付 ※公庫との面接あり
他、「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」「セーフティネット貸付」「企業再生貸付」「生活衛生貸付」等の融資制度がございます。業種や条件等要件が異なりますので、商工会までご相談ください。 ●設備資金の場合は、雇用の維持・拡大に伴うものについては完済まで金利が△0.5%軽減されます。								
融資機関	融資制度	申請要件等	融資限度額	融資期間	金利 (%)	保証人	担保	申込締切
金融機関 (銀行・信用金庫・信用組合)	古河市中 小企業 事業資金 融資	自治金融 (※)	運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,000万円以内 (乗用車は上限300万) ※運転設備合計で 1,000万円以内	<u>運転資金 7年以内</u>	1. 05% (H27.11.2) ※金利は毎月変動しますので お問い合わせください ※古河市より支払金利の0.5%分 利子補助が1年間あります	・個人 不要 ・法人 代表者1名のみ	必要に応じて	毎月25日 翌月審査会
		振興金融 (※)	運転資金 ※古河市指定業種要件あり 1,000万円以内 設備資金 2,000万円以内 (乗用車は上限300万) ※振興金融、自治金融との 合計で2,000万円以内	<u>設備資金 7年以内</u> ※据置期間 設備資金のみ6ヶ月以内	茨城県信用保証協会の審査もあり、 信用保証料負担があります。 (市より信用保証料率の内0.82 分が補助されます) ※信用保証料率は各事業所によ って異なります		必要に応じて	
	商工貯蓄共済融資 (※)	商工会員であり、商工会の商工貯蓄共 済加入者で正式な手続きのもと、共済 掛金を6ヶ月以上正常に継続納入して いること <積立金範囲内融資> ・商工貯蓄共済加入者で積立金残高が 10万円以上であること ・国税等に未納がないこと	1企業 5,000万円以内 共済加入 1口当たり100万円以内	<u>運転資金 7年以内</u> <u>設備資金 10年以内</u> <u>土地・建物 15年以内</u>	3年以内 2.275% 3年超7年以内 2.475% 7年超10年以内 2.975% 10年超15年以内 3.475% ※保証協会付の場合は上記金 利より0.5%割引 <積立金範囲内融資> 1.975% (H27.12.1)	原則1名、(家族可) ※融資期間5年以内かつ、融資金額500万円 以下は原則信用扱い ※融資期間5年超又は融資金額500万円超は 信用保証協会の保証付又は担保が必要(信 用保証料負担有) <積立金範囲内融資> ・保証人なし ・貯蓄積立金の中途解約及び満期があった 場合の解約金、満期金は、委任状に基づき 優先的に返済に充当されます	必要に応じて <積立金範囲内融資 > 担保なし	毎月25日 翌月審査会
茨城県 中小企業 振興公社	設備資金貸付制度	・県内に工場又は事業所有し、県内で現 在の事業を1年以上営むもの ・原則従業員20人以下 (卸売・小売・サービス業は5人以下) ・資本金が製造・建設・運送業は3億円 以下、卸売業は1億円以下、小売・サ ービス業は5千万円以下の企業 ・茨城県税に未納がないこと 他	原則50万円～4,000万円 (設備導入資金の1/2以内) 自己使用する県内設置の設備資金 で中古品・土地建物・車輛(クレー ン付トラック等の特殊車輛及び運 送事業用車輛(青ナンバー)は該当) 法定耐用年数3年未満の設備・資産 計上できないもの(10万円未満の物 の等)は対象外	<u>一般設備 7年以内</u> <u>公害防止設備 12年以内</u> ※据置期間 1年以内 上記内で基本的に耐用年数 の範囲内期間となります	無利子 ※償還方法は手形償還となり ますのでご注意ください 約束手形・マル専手形での半年割 賦か月賦償還となります	個人企業 2名以上 ※2名のうち1名は第三者、他1名は税務状 況等に応じて要相談。第三者を不動産担保 に代えることができます 法人企業 代表者を含む2名以上 ※代表者他の1名は財務状況等に応じて要 相談。第三者1名を不動産担保に代えること ができます	必要に応じて	随時受付